

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 政策総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第98号 令和2年6月宇治市議会定例会の招集  
 ..... (政策総務課) ... 2
- 告示第102号 「地縁による団体」の認可..... (自治振興課) ... 2
- 告示第103号 電子印の登録..... (危機管理室) ... 2

### 公 告

- 公告第24号 横島関連面整備（三十五その2）管渠建設工事に  
 係る条件付一般競争入札（総合評価競争入札（簡易型））  
 ..... (契約課) ... 2
- 公告第25号 道路の位置の指定 ..... (建築指導課) ... 6

### 教 育 委 員 会

- 告示第8号 教育委員会の招集..... 6

### 監 査 委 員

- 公表第7号 定期監査の結果に基づく措置の通知..... 6
- 公表第8号 定期監査の結果に基づく措置の通知..... 6

### 農 業 委 員 会

- 公告第7号 農業委員会定例総会の招集..... 7

**告 示**

**宇治市告示第98号**

令和2年6月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和2年6月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和2年5月28日

宇治市長 山本 正

- 1 期 日 令和2年6月4日
- 2 場 所 宇治市議場

(揭示済)

**宇治市告示第102号**

「地縁による団体」の認可について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、次の団体を「地縁による団体」として認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年6月5日

宇治市長 山本 正

(名称) 広野町三丁目町内会

(規約に定める目的)

会員相互及び地域の諸団体との協力・協調のもと、会員の親睦と福祉の増進を図り、明るく住みよい地域づくり  
(区域) 東側はJR新田駅、西側は近鉄大久保駅、北側は宇治市広野町西裏51番地、52番地の1、2、53番地の16、19、54番地の2、11、20、25、57番地の1及び131番地の2並びに東裏56番地、56番地の2及び57番地から59番地まで、南側は宇治市広野町西裏82番地の1、6、9、10、84番地及び88番地の1、2、7、9、10並びに東裏81番地、81番地の1、2、82番地の1、2、7及び88番地の5

(主たる事務所)

(代表者の氏名及び住所)

(裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無)

共に無

(代理人の有無)

無

(認可年月日)

令和2年5月21日

**宇治市告示第103号**

電子印の登録について


次のとおり電子印を登録したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第12条第3項の規定により、告示します。

令和2年6月5日

宇治市長 山本 正

登録

電子印登録番号	名称	番号	使用区分	使用開始年月日	印影

125	京都府 宇治市 長之印	9	特別定額給付金 給付システムか ら出力する支給 決定通知書	令和2年5 月25日	
-----	-------------------	---	--	---------------	---

**公 告**

**宇治市公告第24号**

横島関連面整備(三十五その2)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札(総合評価競争入札(簡易型))について

横島関連面整備(三十五その2)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について、条件付一般競争入札(総合評価競争入札(簡易型))を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事です。

令和2年5月22日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 横島関連面整備(三十五その2)管渠建設工事
- (2) 工事場所 宇治市横島町三十五地内ほか
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長	L=652.4m
推進工 HPφ250	L=336.9m
開削工 VUφ200	L=315.5m
人孔工	N=10箇所
取付管工	N=23箇所
汚水樹設置工	N=16箇所
立坑工	一式
薬液注入工	一式
付帯工	一式

- (4) 工 種 土木一式工事
- (5) 工事期間 契約日から令和3年3月19日まで 247日間
- (6) そ の 他

- ① 本件は価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する地域貢献を重視した総合評価競争入札の対象案件である。
- ② 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 5(2)③に定める条件付一般競争入札(総合評価競争入札(簡易型))参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業において受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が870点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。

① 3か月以上の雇用関係にある「公益社団法人 日本推進技術協会」に登録された推進工事技士を配置し得ること（推進工事技士、監理技術者及び現場代理人の兼務は可とする。）。

② 技術者として1スパン70m以上の推進工法の施工実績（公共及び元請で平成22年度以降のものに限る。）を有し、3か月以上の雇用関係にある専任の監理技術者を配置し得ること。

③ 会社として1スパン70m以上の推進工法の施工実績（公共及び元請で平成27年度以降のものに限る。）を有すること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事は、除算方式で行う。除算方式とは、標準点（100点）に評価項目ごとの得点の合計点である加算点（最高30点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札金額で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって比較する方法をいう。

(2) 落札者の決定方法

宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領のとおりとする。

なお、本件は低入札価格調査制度を採用する。

(3) 評価内容を担保するための措置

① 「簡易な施工計画提案書」に記載した技術提案（以下「技術提案」という。）の内容が請負者の責任において履行されない場合において、監督職員から文書による改善指示が行われたときは、本工事に係る工事成績評定点を減点する。

② 確認申請書、資格確認資料及び技術評価を行うために必要な資料（以下「技術評価等に関する資料」という。）に虚偽の記載があることが分かった場合若しくは①の場合において、再施工を原則とするが、再施工が困難である場合又は再施工が合理的でない場合は、評価値が落札時と同一となるよう、当該部分の加算点に相当する契約金額を減額するなど、違約金を請求する場合がある。

$$\text{違約金（税抜き）} = A - \left\{ (B + C2) / (B + C1) \right\} \times A$$

A：当初の入札価格
B：標準点（100点）
C1：入札時の技術提案等に基づく加算点
C2：技術提案等が達成できなかった場合の加算点

③ 技術提案した内容を履行する意思が請負者に認められないなど、特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止の措置を採る場合がある。

(4) 評価の基準

① 別表における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

② 価格以外の要素を評価するので技術提案の評価項目については、おおむね各項目500字以内で、入札額の範囲内において提案できる内容を記載すること。

③ 評価に当たって、仮定や想定に基づく記述（例＝必要に応じて〇〇する。〇〇の場合は〇〇する。）や過剰な対応（例＝交通整理員の過剰な配置等）については、評価の対象としない。

(5) 評価結果の公表

落札者を決定したときは、入札参加者の入札金額、技術評価点及び評価値を公表する。技術評価点等の審査に係る途中経過については、公表しない。また、異議申立ても認めない。

4 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 技術評価等に関する資料

① 簡易な施工計画提案書

項目ごとに具体的に、おおむね500字以内で記入すること（図表等を参考資料として添付することは可とする。）。

なお、審査について公平を期するため匿名で行うので、簡易な施工計画提案書を記載する際には商号、名称、社員及びこれらに類する参加業者の特定につながる文言を入れないようにすること。

② 企業の施工能力

ア 平成27年4月1日から確認申請書の提出日までの間の宇治市発注の土木一式工事（単価契約を除く。）の元請施工実績の有無を記載すること（JVの場合、出資比率が20パーセント以上であること。）。

なお、実績を有する者は、実績のうち工事成績評定点が最高点数の工事内容を記載し、当該工事検査通知書の写しを添付すること。また、確認資料として、契約書、CORINS工事カルテ等の内容の分かる書類（写し可）を添付すること。

イ ISOシリーズの認証又はKES環境マネジメントシステムスタンダード（以下「KES」という。）の登録の有無を記載すること。ISOシリーズの認証を取得している場合は、ISO9001又はISO14001の認証取得を証する書類の写しを添付すること。KESの登録がある場合は、KESの登録を証する書類の写しを添付すること。

③ 配置予定監理技術者の技術力

ア 配置予定監理技術者については、当該工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

なお、申請書等の提出時に配置予定監理技術者が特定できない場合には、複数の配置予定監理技術者の記載を認めるが、この場合、配置予定監理技術者ごとに作成し、提出すること。ただし、技術評価点の配点は、技術評価点が高い候補者の配点となるので、注意すること。

イ 配置予定監理技術者について保有資格を記載し、確認資料として監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証を添付すること。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。

ウ 配置予定監理技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、参加確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係を証する書類の写しを添付すること。

エ 手持工事の有無を記載すること。手持工事が有りの場合は、その内容を記載すること。

オ 平成27年4月1日から確認申請書の提出日までの間に監理技術者又は主任技術者として従事した土木一式工事の元請施工実績等（単価契約を除く。）を記載すること。施工実績は、別表の評価基準に基づき配点を行うので、1件記載すること。確認資料として、契約書、CORINS工事カルテ等の内容の分かる書類（写し可）を添付すること。また、宇治市発注工事で70点以上の実績があるときは、工事検査通知書を添付すること。

カ 配置予定監理技術者の技術力において予定した技術者については、原則として変更することができない。ただし、当該技術者の退職、死亡、病休（証明する書類が必要）等のやむを得ない理由がある場合は変更することができる。

なお、発注者が当該技術者と同等以上の技術者であると認める者でなければならない。

#### ④ 地域社会に対する貢献度

ア 申請日時点での宇治市との防災協定締結の有無を記載し、有りの場合は防災協定書の写しを添付すること。

イ 申請日時点での「宇治市消防団協力事業所」の認定の有無を記載し、有りの場合は消防団協力事業所認定証の写しを添付すること。

ウ 障害者の法定雇用者数以上の雇用の有無を記載すること。

1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による障害者雇用状況の報告義務がある事業者にあつては、障害者雇用状況報告書（事業主控）の写しを添付すること。

2) 1)以外の事業者にあつては、申請日の直前の4月1日時点で常時雇用している障害者のうち、障害者雇用率が2.5パーセントを超えていることが確認できる人数分の雇用を証明できる書類（雇用保険被保険者証等）の写し及び障害の程度が分かる書類（身体障害者手帳等）の写しを添付すること。

エ 申請日時点での宇治市内における地域に貢献するボランティア活動の実施の有無を記載し、有りの場合は当該ボランティア活動の内容が分かる書類を添付すること。

オ 申請日時点での宇治市内に本店を置いてからの営業年数を記載し、営業年数が分かる書類を添付すること。

(3) 提出部数 1部

(4) 欠格要件

- ① 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に記載しなければならない事項が漏れている場合
- ② 技術提案の記載内容が、発注者の求めている内容と異なる場合

③ 技術提案の記載内容による施工では、確実な施工の確保ができないと判断できる場合

④ 技術提案の記載内容が、他の提出者の技術提案の記載内容と全部又は相当部分で同一であると判断できる場合（全部又は相当部分を記載した全ての技術提案の提出者を対象とする。）

⑤ 標準型において、必須項目の内容が要求水準に達していないと認められる場合

⑥ 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料の記載内容が、法令又は契約の条件に違反する場合

⑦ 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に虚偽の記載があった場合

⑧ その他審査委員会が不適切と認める場合

(5) その他

① 必要に応じて入札者及び配置予定監理技術者に対し、提出された資料の内容について聴き取りを行うことがある。

② 提出された書類に不備又は不足があった場合、入札に参加するに必要な資格が確認できれば入札に参加することは可とするが、総合評価の評価項目の各該当項目の配点は0点とする。

#### 5 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

② 配布期間

令和2年5月22日 午前9時から

令和2年6月4日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付資料の全てを持参し、又は郵送（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和2年5月22日 午前9時から

令和2年6月4日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和2年6月23日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書

を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和2年5月22日 午前9時から

令和2年7月8日 午後2時まで

7 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和2年5月22日 午前9時から

令和2年5月28日 正午まで

令和2年6月23日 午前9時から

令和2年6月24日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和2年6月2日及び同月30日の午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

8 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和2年7月7日 午前9時から午後6時まで

令和2年7月8日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和2年7月9日 午前9時

9 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

10 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

12 予定価格

予定価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ $\alpha$ 値）は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

14 落札者の決定

3(2)と同じ。

15 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

16 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

17 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

18 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

19 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領、低入札価格調査制度の運用に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は、閲覧することができる。

20 その他

(1) 入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領、低入札価格調査制度の運用に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書、資格確認資料及び技術評価等に関する資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から20までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札

要領、低入札価格調査制度の運用に関する要領及び予定価格等の事後公表試  
行実施要領の定めるところによる。

なお、1から20までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に  
応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課  
郵便番号 611-8501  
所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地  
電話番号 0774-20-8716  
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第25号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号  
に規定する道路の位置の指定を次のとおり行いました。

令和2年5月25日

宇治市長 山本 正

指定番号	指定年月日	土地の地名及び地番	延長及び幅員
宇市第1 74号	令和2年5 月20日	宇治市伊勢田町中山 15番109	延長：18.64m 幅員：6.01m ～6.02m

(揭示済)

教育委員会

宇治市教育委員会告示第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第1  
62号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集しま  
す。

令和2年5月26日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文字

開会日時 令和2年5月27日 午後6時30分

開会場所 宇治市役所501会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
  - 2 会期について
  - 3 報告
  - 4 専決事項の報告について
  - 5 令和2年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見  
聴取について

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によ  
り、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同  
項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和2年5月21日

宇治市監査委員

森 真二  
松岡 ゆかり  
鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日  
令和2年3月31日（宇治市監査委員公表第5号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 産業地域振興部 文化自治振興課  
監査期間 令和2年1月7日から令和2年2月25日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	文化会館使用料において、調定及び市への入金の遅れが見 受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	受託者より提出のあった「使用料取入状況報告書」等を当 課において速やかに確認した上で調定するとともに、入金 の遅れについては、受託者に早期の入金を徹底するよう指 導しました。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によ  
り、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同  
項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和2年5月21日

宇治市監査委員

森 真二  
松岡 ゆかり  
鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日  
令和2年3月4日（宇治市監査委員公表第4号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 教育部 生涯学習課  
監査期間 令和元年12月2日から令和2年1月20日まで

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	学校施設使用条例等に基づく処理がされていない。	使用料の算定誤りにつきまちは、指導・是正するととも に、差額を収納しました。また、学校体育施設の使用手続 きにつきまちは、本事業の委託先である各開放校の運営 委員会及び学校施設の使用許可権者である学校長に対し て、適正な事務処理について、新年度に、文書により通知 を行い改善が図られるよう要請を行う予定としています。 さらに、適正な事務処理を図ることができるよう、書類等 の見直し等に向けた研究検討を進めます。

(揭示済)

**農 業 委 員 会****宇治市農業委員会公告第7号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第36回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和2年6月5日

宇治市農業委員会  
会長 吉田 利一

開会日時 令和2年6月8日 13時30分  
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室  
付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について  
2 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について  
3 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について  
4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
5 非農地通知の決定について  
6 専決事項の報告  
7 その他

